

# 消費生活見守り隊

問合せ 総務課 ☎47-8000



## 「クーリング・オフ制度」とは

消費者が、訪問販売などの不意打ち的な取引で契約をしたり、語学教室やエステなど長期間にわたる契約をした場合、特定商取引法などの法律により、一定期間内であれば消費者が無理由・無条件で一方的に契約を解除できる制度です。

## 特定商取引法でクーリング・オフできる取引内容と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	アポイントメントセールス、キャッチセールスなどを含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	5万円を超えるエステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス※	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法	20日間

※エステは1カ月、その他は2カ月を超える契約が対象

## クーリング・オフの手続きは

必ずハガキなどの書面で行ってください。クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。控えとして両面コピーをとり、特定記録郵便などの記録が残る方法で送りましょう。

※記載方法などわからない場合は、総務課までお気軽にご相談ください。

次の場合はクーリング・オフできるでしょうか？一緒に考えてみましょう。

- 問1** 突然業者が訪問し「屋根が傷んでいる。地震など心配なのですぐに直したほうが良い」と言われた。不安になり、300万円で購入したがよく考えると不審な点がある…。すでに材料が運び込まれているが、今からでも断れるか？
- 問2** カタログ通販でスクートを購入したが、家族に似合わないと言われたので返品したいが大丈夫か？
- 問3** 学習教材の電話勧誘があり契約した。契約書面が届いて5日経つが、30万円はあまりにも高額なので断りたい。今からでも間に合うのか？

## 答えあわせ

- 答1** できません ☹️  
訪問販売による契約なので、たとえ工事に着手していてもクーリング・オフ期間内であれば無条件で契約を解除でき、無償で元に戻すよう業者に請求できます。
- 答2** できません ☹️  
通信販売は不意打ち性がないのでクーリング・オフ制度は適用されませんが、広告に返品特約の表示がされていない場合、商品などを受け取った日から8日間であれば送料負担で返品することができます。
- 答3** できません ☹️  
電話勧誘による契約なので、契約書面を受け取ってから8日間であれば無条件で契約解除できます。

## 石油ストーブなどによる事故をなくそう！

ご使用中の暖房器具はリコール対象製品ではありませんか？対象製品の場合は使用をやめ、事業者に連絡をしましょう。

また、火災などの事故を防ぐためにも、暖房器具のそばで洗濯物を干さないなど、正しく使いましょう。

左記のURLからリコール対象製品一覧が確認できます。  
<http://www.nite.go.jp/fiko/leaflet/leaflet.html>

お正月も やります！



## ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎47-3711

### ☆新春イベントのご案内

皆様のお越しをお待ちしております！

**日時** 1月2日(月)、3日(火)  
午後1時〜午後4時

### ◆2日(月)

午後1時〜 初泳ぎ式  
午後1時40分〜 みんなで泳ごう！  
2012  
みんなであそぼう！  
2012

※キーワードは2012！2012m水泳に2012秒間歩。  
個人でグループでみんなでチャレンジしてみよう！

午後3時〜 水中バレーボール大会

### ◆3日(火)

午後1時〜 楽しい餅つき  
※つくたてのお餅をプレゼント！  
午後2時〜 みんなで踊ろう！  
※アクアシエープで初踊り



午後3時〜 水中カルタ大会

### ☆新春入会キャンペーン開催

**期間** 1月4日(水)〜31日(火)

◆お年玉！  
第1弾  
レッスンが4回まで無料体験できます！  
週に1回程度の運動を続けられるように応援します。



◆お年玉！  
第2弾  
期間中、自分にあった運動を見つけられるようお手伝いをします。会員になられた方には、豪華プレゼント進呈！  
(数に限りがあります、お早め！)

